

新規受託開始のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長発通知(平成 29 年 11 月 30 日付.保医発 1130 第 5 号.平成 29 年 12 月 1 日適用)により、下記検査項目の保険請求が可能となりました事から、下記検査項目の新規受託を開始させていただく事となりましたので、ご案内申し上げます。

敬 白

2017 年 12 月

【記】

◇新規受託開始検査項目

項目コード:2901

便中カルプロテクチン

受託開始日:2017年12月18日(月)受付分より

カルプロテクチンは、S100 蛋白に属するカルシウム・亜鉛結合タンパク質であり、白血球中の好中球の細胞成分です。腸管局所に炎症が生じると白血球が腸管壁を通じて腸管腔に移行するため、便中カルプロテクチン量の測定により腸管炎症度を把握することが可能となり、持続性の下痢・腹痛といった臨床症状が似ている腸管炎症のある「炎症性腸疾患」と、腸管炎症のない「機能性腸疾患」の鑑別が可能となります。また、「炎症性腸疾患」の病態把握に有用なことが報告されています。

本検査は、炎症性腸疾患の診断補助、潰瘍性大腸炎の病態把握、内視鏡検査実施の要否判定などに利用できる非侵襲的な検査であり、患者の身体的負担の軽減につながることを期待されます。

※検査要項につきましては裏面をご参照ください

◇検査要項(便中カルプロテクチン)

項目コード	2901
材 料	糞便 1.0g
容 器	⑩:糞便容器(単独検体) ^{※1}
保存方法	凍結
検査方法	FEIA法
所要日数	5～7日
基準範囲	50.0以下 ^{※2}
単 位	mg/kg
報告範囲	3.8以下～6000以上
実施料	276点
判 断 料	免疫学的検査
備 考	<p>※1 <u>必ず単独検体としてご出検ください。</u> (他項目との共用依頼はできません)</p> <p>※2 【参考】臨床的カットオフ値としては、次の数値が示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炎症性腸疾患と機能性腸疾患とのカットオフ値:50.0mg/kg ・潰瘍性大腸炎の内視鏡的活動性評価のカットオフ値:300.0mg/kg

※保険点数の算定条件

- 本検査は、慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として、FEIA 法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が 3 月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 本検査は、潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として ELISA 法又は FEIA 法により測定した場合に、3 月に 1 回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、病態把握を目的として、本検査を 3 月に 2 回以上行う場合(1 月に 1 回に限る。)には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助又は潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。